

○事業所名

こころいちばんホームヘルプサービス

○事業内容

高齢や障害により介護が必要とする人が、できるだけ住み慣れた地域や自宅で暮らせるよう、ヘルパーが自宅を訪問。生活をともに作ります。

1.訪問介護

対象者

要支援 1-2、要介護 1 - 5 の認定を受けた人。

支援内容

入浴や食事や排泄など「身体介護」、買いものや調理や掃除など「生活介護」を行います。

費用

所得額に応じて、サービス料の負担があります。

利用手続き

市町村介護保険課や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所にお問い合わせください。

2.居宅介護

対象者

障害支援区分 1 以上の人が対象です。

通院介助の対象は、障害支援区分 2 以上で、移動に支援が必要な人です。

支援内容

入浴や食事や排泄など「身体介護」、買いものや調理や掃除など「家事援助」。通院や市役所手続きなど「外出介助」を行います。

費用

所得額に応じて、サービス料の負担があります。

利用手続き

居住地の市町村の福祉課へ相談ください。

3.重度訪問介護

対象者

障害支援区分4以上の方が対象です。詳しくは気軽に相談ください。

支援内容

自宅での生活全般を支えます。具体的には入浴や食事や排泄などの介護から、調理や洗濯や掃除などの家事支援、その他生活に関する相談まで行います。また、外出時も総合的にサポートします。

費用

所得額に応じて、サービス料の負担があります。

利用手続き

居住地の市町村の福祉課へ相談ください。

4.同行援助

対象者

視覚障害により、一人での外出が難しい人

支援内容

外出に同行して必要な情報を伝えます。また移動支援から排泄や食事まで、外出に必要な援助を行います。

費用

所得額に応じて、サービス料の負担があります。

利用手続き

市町村の福祉課へ相談ください。

5.移動支援（高島市・長浜市・東近江市・近江八幡市・栗東市・宇治市委託事業）

対象者

市町村が支援を必要と判断した障害のある人。

支援内容

外出や余暇活動への参加を支援します。

費用

所得額に応じて、サービス料の負担があります。

利用手続き

市町村の福祉課へ相談ください。

○連絡先

電話：0740-22-5561 FAX：0740-22-5579